

# 人事委員会事業概要

令和7年度

和歌山市人事委員会

## 目 次

<b>第1章 組織及び運営</b>	1
1 人事委員会	1
(1) 設置	1
(2) 権限	1
(3) 委員	2
(4) 会議	2
2 事務局	8
(1) 職員定数及び現員	8
(2) 事務分掌	8
(3) 予算	9
3 年間主要事業	10
<b>第2章 職員の任用</b>	11
1 採用	11
(1) 採用試験	11
(2) 実施状況	13
(3) 人材確保への取組	15
2 昇任	16
3 臨時的任用	16
<b>第3章 給与等勤務条件関係事務</b>	17
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	17
(1) 公民給与の比較	17
(2) 給与改定等	17
(3) その他の報告	18
2 条例案に対する人事委員会の意見	20
<b>第4章 職員の福祉及び利益の保護</b>	22
1 公平審査関係事務	22
(1) 勤務条件に関する措置要求	22
(2) 不利益処分に関する審査請求	22
2 職員からの苦情相談	22
<b>第5章 分限及び懲戒</b>	23
1 分限処分の状況	23
2 懲戒処分の状況	23
<b>第6章 職員団体関係事務</b>	24
1 職員団体の登録	24
2 管理職員等の範囲	24
<b>第7章 労働基準監督機関の職権行使</b>	26
<b>第8章 人事委員会規則の制定改廃</b>	29
<b>第9章 各種会議等</b>	30
1 全国人事委員会連合会関係	30
2 近畿人事委員会協議会関係	31
3 その他	32

## 第1章 組織及び運営

### 1 人事委員会

#### (1) 設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第2項の規定により、政令指定都市以外で人口15万人以上の市は、条例で人事委員会を置くことができるとされている。

和歌山市では、公平委員会の権限に加え、職員の任免や給与制度といった人事管理が適正に行われる必要があるとの認識から、平成11年10月6日、和歌山市人事委員会設置条例に基づき人事委員会を設置した。

#### (2) 権限

人事委員会の権限は、その性質により行政的権限、準立法的権限及び準司法的権限の3つに分類することができる。

##### 【行政的権限】

- ① 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。（法第8条第1項第1号）
- ② 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を議会若しくは市長又は任命権者に提出すること。（法第8条第1項第2号）
- ③ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、議会及び市長に意見を申し出ること。（法第8条第1項第3号）
- ④ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。（法第8条第1項第4号）
- ⑤ 給与、勤務時間その他勤務条件に関し講ずべき措置について議会及び市長に勧告すること。（法第8条第1項第5号）
- ⑥ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。（法第8条第1項第6号）
- ⑦ 職員の給与がこの法律及びこれに基く条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。（法第8条第1項第8号）
- ⑧ 職員の苦情を処理すること。（法第8条第1項第11号）
- ⑨ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び登録の取消しをすること。（法第53条第5項及び第6項）
- ⑩ 労働基準監督機関としての職権を行使すること。（法第58条第5項）

##### 【準立法的権限】

法律又は条例に基づきその権限に属する事項に関し、人事委員会規則を制定すること

ができる権限を有すること。（法第8条第5項）

**【準司法的権限】**

- ① 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。（法第8条第1項第9号）
- ② 職員に対する不利益処分についての審査請求に対する裁決をすること。（法第8条第1項第10号）

**（3）委員**

人事委員会は、3人の委員をもって組織する合議制の執行機関であり（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て地方公共団体の長が選任する。（法第9条の2第2項）任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおり。

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期
委員長	田中祥博	非常勤	令和4年10月6日～令和8年10月5日
委員	岡京子	非常勤	令和3年12月3日～令和7年12月2日
委員	木村直樹	非常勤	令和5年10月6日～令和9年10月5日
委員	藤田眞佐子	非常勤	令和7年12月3日～令和11年12月2日

**（4）会議**

会議には、定例会及び臨時会がある。定例会は毎月2回の開催を例としており、臨時会は委員長が必要があると認めるとき又は委員の請求があったとき、開催するものとしている。（人事委員会議事規則）

**【令和7年度】**

会議	年月日	議題等
第1回定例会	R7.4.9	<b>【議案】</b> 1 令和7年度第1回及び第2回職員採用試験の実施について 2 令和7年度職員採用試験の配点について <b>【協議】</b> 1 令和7年度第1回職員採用試験の受験案内について 2 令和7年度事業計画について <b>【報告】</b> 1 令和7年度当初予算について

第2回 定例会	R7.4.23	<b>【報告】</b> 1 近畿人事委員会協議会任用事務研究会について 2 職員の採用について 3 職員の昇任について 4 会計年度任用職員選考の実施状況等について 5 条件付採用期間の延長について 6 派遣職員の派遣先団体における処遇の状況等について 7 臨時的任用について 8 令和7年職種別民間給与実態調査の実施について 9 規則の改正について 10 職員団体の登録事項の変更について
第3回 定例会	R7.5.14	<b>【議案】</b> 1 和歌山市職員の任用に関する規則取扱要綱の一部を改正する要綱について <b>【協議】</b> 1 令和7年度第1回職員採用試験の口述試験について <b>【報告】</b> 1 令和6年度懲戒処分及び分限処分について 2 規則の改正について
第4回 定例会	R7.5.28	<b>【議案】</b> 1 令和7年度職員採用試験の外部面接官について 2 令和7年度第1回職員採用試験の面接官等について 3 条例案に対する意見の申出について <b>【協議】</b> 1 令和7年度第1回及び第2回職員採用第1次試験の体力試験について <b>【報告】</b> 1 令和7年度第1回職員採用試験の申込状況について 2 和歌山市職員の任用に関する規則取扱要綱の一部を改正する要綱について
第5回 定例会	R7.6.11	<b>【議案】</b> 1 令和7年度第1回職員採用（事務職〔職務経験者型〕）第1次試験合格者の決定について <b>【協議】</b> 1 令和7年度第1回職員採用第2次試験（第3次試験）について 2 令和7年度第1回職員採用第2次試験における論文試験の課題について 3 令和7年度第2回職員採用試験の受験案内について 4 令和7年度第2回職員採用第2次試験の体力測定について

第6回 定例会	R7.6.23	<p><b>【議案】</b></p> <p>1 令和7年度第1回職員採用第1次試験合格者の決定について</p> <p><b>【協議】</b></p> <p>1 令和7年度第1回職員採用第2次試験（第3次試験）について</p> <p>2 令和7年度第1回職員採用第2次試験における論文試験の課題について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和7年度職種別民間給与実態調査（本市分）の完了について</p> <p>2 職員団体からの要請及び要望について</p>
第7回 定例会	R7.7.9	<p><b>【議案】</b></p> <p>1 令和7年度第1回職員採用（事務職〔職務経験者型〕）第2次試験合格者の決定について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 第133回全国人事委員会連合会総会について</p> <p>2 令和7年度近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議について</p>
第8回 定例会	R7.8.1	<p><b>【議案】</b></p> <p>1 令和7年度第1回職員採用（事務職〔職務経験者型〕）最終合格者及び繰上げ合格候補者の決定について</p> <p>2 令和7年度第1回職員採用（事務職〔2型〕）第2次試験合格者の決定について</p> <p><b>【協議】</b></p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 第68回全国人事委員会連合会公平審査事務研修会について</p> <p>2 規則の改正について</p>
第9回 定例会	R7.8.28	<p><b>【議案】</b></p> <p>1 令和7年度第1回職員採用試験最終合格者及び繰上げ合格候補者の決定について</p> <p>2 令和7年度昇任選考試験の実施について</p> <p>3 人事委員会の業務の状況に係る報告について</p> <p><b>【協議】</b></p> <p>1 令和7年度第2回職員採用第2次試験における論文試験の課題について</p> <p><b>【報告】</b></p> <p>1 令和7年人事院勧告について</p> <p>2 職員団体の登録事項の変更について</p> <p>3 令和7年度第2回職員採用試験の申込状況について</p> <p>4 職員の勤務条件等の状況について</p>

第10回 定例会	R7.9.11	<p>【協議】</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>【報告】</p> <p>1 職員団体からの要請及び要望について</p> <p>2 全国人事委員会事務局長会議について</p>
第11回 定例会	R7.9.26	<p>【議案】</p> <p>1 臨時的任用の更新について</p> <p>【協議】</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 令和7年度第2回職員採用試験の口述試験について</p> <p>【報告】</p> <p>1 近畿人事委員会協議会給与事務研究会について</p> <p>2 令和7年度第1回職員採用試験（職務経験者型）の採用候補者の辞退について</p>
第12回 定例会	R7.10.3	<p>【議案】</p> <p>1 令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>2 令和7年度第2回職員採用第1次試験合格者の決定について</p> <p>3 令和7年度第2回職員採用試験の面接官等について</p> <p>【協議】</p> <p>1 令和7年度第2回職員採用第2次試験について</p> <p>2 和歌山市職員採用案内のポスター等について</p> <p>【報告】</p> <p>1 条件付採用期間の延長について</p> <p>2 令和7年度第1回職員採用試験（職務経験者型）の採用候補者及び繰上げ合格候補者の辞退について</p>
第13回 定例会	R7.10.23	<p>【議案】</p> <p>1 令和7年度第3回職員採用試験の実施について</p> <p>【協議】</p> <p>1 令和7年度第3回職員採用試験の受験案内について</p> <p>2 令和7年度昇任選考試験の受験案内について</p> <p>3 和歌山市職員採用案内のポスター等について</p> <p>【報告】</p> <p>1 職員の採用について</p> <p>2 条件付採用期間の延長について</p> <p>3 令和7年度第1回職員採用試験の採用候補者の辞退について</p>
第14回 定例会	R7.11.26	<p>【議案】</p> <p>1 令和7年度第2回職員採用試験最終合格者及び繰上げ合格候補者の決定について</p> <p>2 条例案に対する意見の申出について</p> <p>【協議】</p> <p>1 令和7年度第3回職員採用試験の口述試験について</p>

第15回 定例会	R7.12.11	<p><b>【議案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人事委員会委員長の職務代理者の指定について</li> <li>2 令和7年度和歌山市職員採用説明会の実施について</li> <li>3 令和7年度職員（学芸員）採用試験の実施について（第3回追加分）</li> </ol> <p><b>【協議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度職員（学芸員）採用試験の受験案内について</li> <li>2 令和7年度職員（学芸員）採用第2次試験における論文試験の課題について</li> <li>3 令和7年度職員（学芸員）採用試験の口述試験について</li> <li>4 令和7年度第3回職員採用面接カード等について</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度近畿人事委員会協議会委員長・事務局長会議について</li> <li>2 令和7年度第1回職員採用試験の採用候補者の辞退について</li> </ol>
第16回 定例会	R8.1.8	<p><b>【議案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第3回職員採用試験の面接官等について</li> </ol> <p><b>【協議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職場見学会の実施について</li> <li>2 不利益処分についての審査請求について</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第3回職員採用試験の申込状況について</li> </ol>
第17回 定例会	R8.1.28	<p><b>【議案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第3回職員採用第1次試験合格者の決定について</li> <li>2 不利益処分についての審査請求について</li> </ol> <p><b>【協議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第3回職員採用第2次試験について</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 規則の改正について</li> <li>2 和歌山市職員採用案内について</li> <li>3 令和7年度第2回職員採用試験の採用候補者及び繰上げ合格候補者の辞退について</li> </ol>
第18回 定例会	R8.2.10	<p><b>【議案】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度昇任選考試験の合格者の決定について</li> </ol> <p><b>【協議】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和8年度外部面接官の依頼先企業について</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第2回職員採用試験の繰上げ合格候補者の辞退について</li> <li>2 規則の改正について</li> </ol>

第19回 定例会	R8. 2. 19	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和7年度第3回職員採用試験最終合格者及び繰上げ合格候補者の決定について</li> <li>2 和歌山市人事委員会情報セキュリティ基本方針について</li> <li>3 条例案に対する意見の申出について</li> </ol> <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 採用案内デザイン画に対する感謝状及び図書カードの交付について</li> <li>2 規則の改正について</li> </ol>
第20回 定例会	R8. 3. 10	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和8年(審)第1号事案にかかる審査請求について</li> <li>2 和歌山市人事委員会情報セキュリティ基本方針について</li> </ol>
第21回 定例会	R8. 3. 25	<p>【議案】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 臨時的任用の承認について</li> <li>2 和歌山市職員の任用に関する規則の一部改正について</li> <li>3 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</li> </ol> <p>【報告】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 和歌山市職員採用説明会について</li> <li>2 近畿人事委員会協議会任用事務研究会について</li> <li>3 令和7年度職員採用試験の繰上げ合格候補者の辞退について</li> <li>4 令和8年度職員採用試験について</li> <li>5 職員団体からの要請について</li> <li>6 令和8年(審)第1号事案にかかる審査請求について</li> </ol>

## 2 事務局

### (1) 職員定数及び現員（令和7年4月1日）

定数	現員			
	事務局長兼課長	班長	事務職	計
8人	1人	2人	3人	6人

### (2) 事務分掌

- ① 事務局に属する文書の收受、発送、編集、保存等に関する事。
- ② 事務局職員の人事及び給与に関する事。
- ③ 事務局に属する予算及び経理に関する事。
- ④ 事務局に属する物品の保管に関する事。
- ⑤ 和歌山市人事委員会（以下「委員会」という。）の議事に関する事。
- ⑥ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関する意見の申出に関する事。
- ⑦ 人事行政の調査、人事記録の管理その他人事に関する統計報告の作成に関する事。
- ⑧ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度等の研究及びその成果の提出に関する事。
- ⑨ 人事行政の運営に関する勧告に関する事。
- ⑩ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告に関する事。
- ⑪ 職員に対する給与の支払の監理に関する事。
- ⑫ 給料表に関する報告及び勧告に関する事。
- ⑬ 管理職員等の範囲に関する事。
- ⑭ 職員団体の登録に関する事。
- ⑮ 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。
- ⑯ 事務局内の連絡調整に関する事。
- ⑰ 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。
- ⑱ 競争試験及び選考の実施に関する事。
- ⑲ 任用制度の調査研究に関する事。
- ⑳ 採用候補者名簿及び昇任候補者名簿の作成及び提示に関する事。
- ㉑ 条件付採用及び臨時的任用に関する事。
- ㉒ 勤務条件に関する措置の要求に関する事。
- ㉓ 不利益処分についての審査請求に関する事。
- ㉔ 職員の苦情処理に関する事。

## (3) 予算

(款) 総務費 (項) 人事委員会費 (目) 人事委員会費

科目(節)	当初予算額(千円)		摘 要
	令和7年度	令和6年度	
報 酬	5,208	5,208	委員長160,000円/月 委員 137,000円/月
給 料	25,857	26,469	一般職給
職員手当等	16,608	16,546	扶養、地域、通勤、期末勤勉 手当等
共 済 費	8,895	9,538	職員共済組合負担金等
報 償 費	758	741	職員採用試験派遣職員への 報償金等
旅 費	557	636	費用弁償、管外出張旅費
需 用 費	1,511	1,388	採用案内パンフレット及び ポスター印刷製本費、光熱 水費等
役 務 費	5,505	6,301	職員採用試験問題提供及び 採点に係る手数料等
使用料及び賃借料	5,155	5,268	事務室賃料及び採用試験会場 借上料等
備品購入費	281	116	図書購入費等
負担金、補助 及び交付金	138	138	全国人事委員会連合会及び 近畿人事委員会協議会分担金
合 計	70,473	72,349	

### 3 年間主要事業

年月日	事業
R7. 4. 23	令和7年職種別民間給与実態調査（4月23日～6月13日）
5. 23	第1回職員採用第1次試験（職務経験型、テストセンター方式、5月23日～6月5日）
6. 13	第1回職員採用第1次試験合格発表（職務経験者型）
6. 15	第1回職員採用第1次試験（職務経験者型を除く）
6. 27	全国人事委員会連合会総会（東京都）
6. 28	第1回職員採用第2次試験（28、29日職務経験者型口述）
7. 1	第1回職員採用第1次試験合格発表（職務経験者型を除く）
7. 3	全国人事委員会連合会公平審査事務研修会（3、4日、さいたま市）
7. 13	第1回職員採用第2次試験（事務職、消防職、論文・適性） 第1回職員採用第3次試験（事務職〔2型〕論文）
7. 23	第1回職員採用第2次試験（23～26日事務職〔2型〕口述）
7. 27	第1回職員採用第3次試験（職務経験者型口述）
8. 6	第1回職員採用試験最終合格発表（職務経験者型） 第1回職員採用第2次試験合格発表（事務職〔2型〕）
8. 19	第1回職員採用第2次試験（19～21日事務職〔2型〕を除く口述）
8. 22	第1回職員採用第3次試験（22～23日事務職〔2型〕口述）
9. 3	第1回職員採用試験最終合格発表
9. 21	第2回職員採用第1次試験
10. 10	第2回職員採用第1次試験合格発表
10. 16	職員の給与等に関する報告及び勧告
10. 25	第2回職員採用第2次試験（体力測定・論文・適性）
11. 11	第2回職員採用第2次試験（11～14日口述）
11. 28	第2回職員採用試験最終合格発表
R8 .1. 7	第3回職員採用第1次試験（テストセンター方式、1月7日～19日）
1. 14	消防吏員昇任選考試験（筆記）
1. 25	第3回職員採用第1次試験（保健師（専門試験）、学芸員）
1. 30	第3回職員採用第1次試験合格発表
2. 12	第3回職員採用第2次試験（12、13日口述）
2. 25	第3回職員採用試験最終合格発表
3. 8	職員採用説明会（和歌山城ホール）

## 第2章 職員の任用

### 1 採用

法第17条の2第1項の規定により、職員の採用試験は、原則として競争試験によらなければならないとされており、法第20条第2項の規定により、筆記試験その他の人事委員会が定める方法によるものとされている。

#### (1) 採用試験（令和7年度）

##### 【第1回採用試験】

試験区分	第1次試験（配点）	第2次試験（配点）	第3次試験（配点）
事務職 〔民間企業等経験者型、 行政実務経験者型〕	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	第2次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査
事務職〔1型〕	能力検査（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	/
事務職〔2型〕	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	第2次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査
情報職	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	/
化学職、建築職、 土木職、電気職、機械職	能力検査（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	/
消防職（I種）	能力検査（100） 体力試験（50）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	/

※適性検査は口述試験の資料として使用

【第2回採用試験】

試験区分	第1次試験（配点）	第2次試験（配点）	第3次試験（配点）
事務職（Ⅲ種）、 獣医師、社会福祉士、 薬剤師	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	
保健師、保育士	能力検査（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	
消防職（Ⅲ種）	能力検査（100） 体力試験（50）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	
障害者を対象とした 行政職事務職	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120）	
環境整備員	業務適性検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査、体力測定	

※適性検査は口述試験の資料として、環境整備員の体力測定は合否判定資料として使用

【第3回採用試験】

試験区分	第1次試験（配点）	第2次試験（配点）	第3次試験（配点）
情報職、建築職、機械 職、獣医師、精神保健福 祉相談員	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	
保健師	能力検査（100） 専門試験（100）	第1次試験結果（50） 口述試験（150） 適性検査	
学芸員	能力検査（100）	第1次試験結果（50） 論文試験（30） 口述試験（120） 適性検査	

※適性検査は口述試験の資料として使用

(2) 実施状況 (令和7年度)

【第1回採用試験】

試験区分		申込者数 (人)	受験者数A (人)	合格者数B (人)	倍率 A/B
行政職Ⅰ種	事務職 [民間企業等経験者型]	78	70	6	11.7
	事務職 [行政実務経験者型]	30	28	2	14.0
	事務職(1型)	60	38	10	3.8
	事務職(2型)	226	179	38	4.7
	情報職	0	0	0	—
	化学職	5	3	1	3.0
	建築職	5	1	0	—
	土木職	16	15	6	2.5
	電気職	4	4	2	2.0
	機械職	3	1	0	—
消防職Ⅰ種		46	35	7	5.0
合計		473	374	72	5.2

【第2回採用試験】

試験区分		申込者数 (人)	受験者数A (人)	合格者数B (人)	倍率 A/B
行政職Ⅲ種	事務職	60	37	2	18.5
資格免許職 Ⅰ種	獣医師	0	0	0	—
	社会福祉士	9	6	1	6.0

	保健師	14	8	1	8.0
	薬剤師	4	4	1	4.0
資格免許職 Ⅱ種	保育士	20	11	3	3.7
消防職Ⅲ種		56	38	5	7.6
障害者を対象とした 行政職事務職		30	23	1	23.0
技能労務職	環境整備員	28	24	2	12.0
合計		221	151	16	9.4

【第3回採用試験】

試験区分		申込者数 (人)	受験者数A (人)	合格者数B (人)	倍率 A/B
行政職Ⅰ種	情報職	1	1	1	1.0
	建築職	3	2	1	2.0
	機械職	3	2	1	2.0
資格免許職 Ⅰ種	獣医師	0	0	0	—
	精神保健福祉 相談員	2	2	1	2.0
	保健師	8	2	1	2.0
学芸員 [日本近世史]		7	5	1	5.0
合計		24	14	6	2.3

### (3) 人材確保への取組

#### ア 大学、高等学校等への広報

近畿圏内の大学や県内の高等学校を中心に、採用案内ポスター・パンフレット、受験案内等を送付し、学生への周知を依頼した。

また、大学等に対し、オンライン及び訪問により職員採用試験について説明を行った。

#### イ 市民等への広報

市報わかやま及びラジオ・テレビ放送による採用試験の告知を行うとともに、市関係施設に採用案内ポスターの掲示、受験案内等の設置を行った。

また、市ホームページやツイッターを始めとするSNS、就職支援サイトへの採用情報の掲載も行い、広く周知を図った。

#### ウ 採用説明会の開催

受験希望者等を対象に、市役所職員の仕事や勤務条件、採用試験の概要などに関する説明会を開催した。

実施日：令和8年3月8日（日）

会場：和歌山城ホール4階 大会議室

参加者数：111人

#### エ 職場見学会の開催

実施日：令和8年2月25日（水）、3月12日（木）

和歌山市役所への就職意欲を高めていただくため、学生を対象とした職場見学会を実施した。

参加人数：21人

#### オ 就職説明会への参加

大学等が主催する公務員志望者向けオンライン説明会や、市内企業を集めたオンライン企業研究会、和歌山県内市町村職員採用合同説明会などに参加し、市役所職員の仕事や勤務条件、採用試験の概要などに関する説明を行った。

## 2 昇任

法第21条の4第1項に規定する、選考により職員を昇任させる場合の職として人事委員会規則で定める職は、消防職における副主任級（消防士長）、主査級（消防司令補）、班長級（消防司令）昇任選考試験となっている。

### 昇任選考試験実施状況（令和7年度）

職 位	受験者数（人）	合格者数（人）
副主任級（消防士長）	14	10
主査級（消防司令補）	8	5
班長級（消防司令）	47	6
計	69	21

## 3 臨時的任用

### 令和7年度承認状況

任命権者	承認した職の名称
教育委員会	養護助教員、 講師

### 第3章 給与等勤務条件関係事務

#### 1 職員の給与等に関する報告及び勧告

法第8条第1項及び第26条の規定により、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等について絶えず研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて議会及び市長に対し報告するものとされている。

また、給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができるかとされている。

本委員会の令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要は、次のとおりである。

##### (1) 公民給与の比較

###### ① 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査

ア 令和7年4月1日に在職する職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）2,253人を対象に給与実態調査を行った。このうち、民間給与との比較を行った一般行政職員は1,352人である。

イ 市内の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所から層化無作為抽出した59事業所について、職種別民間給与実態調査を行った。

ウ 人事院における官民給与の比較方法の見直しを踏まえ、公民給与の比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に見直した。

###### ② 月例給

本年4月分の本市職員と民間従業員の月例給について調査し、職種、役職段階、年齢等の給与決定要素が同じ者を比較したところ、職員の給与が民間の給与を11,850円(3.07%)下回っている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A - B)
398,137円	386,287円	11,850円(3.07%)

###### ③ 特別給（ボーナス）

本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.60月）が、民間の特別給の支給月数（4.64月）を下回っている。

##### (2) 給与改定等

###### ① 給料表

本市職員の給与が民間給与を11,850円(3.07%)下回っており、公民給与較差を解消するため、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、人材確保の観点から、初任給をはじめ若年層等に重点を置きつつ、給料表全体の引上げ改定を行う必要がある。

## ② 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

## ③ 期末・勤勉手当（ボーナス）

本市職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、市内民間事業所で支払われる特別給の支給月数を下回っており、0.05月分の支給月数を引き上げる必要がある。

## ④ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員に対する宿日直手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

# (3) その他の報告

## ① 通勤手当

人事院は、本年の人事院勧告において、自動車等使用者の通勤手当の距離区分ごとの手当額の改定等に言及した。

本市においても、国や他の地方公共団体の動向及び本市の実情を考慮し、改定について検討する必要がある。

## ② 人材の確保

生産年齢人口の減少、民間企業との人材獲得競争等により、公務員志望者は全国的に減少傾向となっており、優秀な人材を確保していくためには、給与面での処遇の改善、働きやすい勤務環境の整備、採用試験における受験者の負担軽減、公務職場の魅力発信などの取組をより一層進める必要がある。

本委員会では、採用試験の見直しや職場見学会を新たに実施するなど、受験者の確保に努めている。今後も、職員採用説明会の実施、大学や民間企業が主催する合同説明会への参加及びウェブサイト・SNSを通じた情報発信の拡充など、受験者を増やすための効果的な取組を進めていく。

## ③ 勤務環境の整備

### ア 長時間労働の是正

長時間労働を是正することは、職員の公務能率や働く意欲が向上するだけでなく、人材の確保や仕事と家庭生活の両立支援にもつながるため、組織にとって喫緊の課題である。

所属長においては、職員の勤務状況及び業務の進捗状況を把握し、業務の簡素化や平準化に一層取り組んでいくとともに、DXを推進し、業務の自動化・省力化につながる技術を活用するなど、適切なマネジメントを行っていかなければならない。

## イ 仕事と家庭の両立支援

育児・介護と仕事の両立支援のため、看護休暇等の見直しや育児部分休業の取得パターンの多様化、介護が必要になった際の両立支援制度の周知の義務化など、休暇・休業制度の整備が進められている。

任命権者においては、更なる勤務環境の整備のため、これらの制度が職員に広く周知され、活用できるよう、職員向けのパンフレットの充実や制度の研修を行うなど、これまでの取組を推進する必要がある。

## ウ フレックスタイム制度の導入

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、それらに応じた勤務環境を整備することが求められており、任命権者においては、人材確保の観点からも、職員一人ひとりが個々の事情に応じた柔軟な働き方ができるよう、フレックスタイム制度について、国や他の地方公共団体の事例を参考にし、導入について検討する必要がある。

## ④ メンタルヘルス対策の推進

職員が心身ともに健康な状態で職務に従事することは、公務能率の向上や活力ある組織を維持するうえで必要不可欠である。

任命権者においては、今後とも、効果的な研修機会の提供や相談体制の充実、次項のハラスメント対策など、メンタルヘルス不調の予防・早期発見から再発防止までの一連の取組を組織的に進める必要がある。

## ⑤ ハラスメント対策の推進

ハラスメントの防止には、管理監督者の意識や役割が極めて重要であり、日頃から風通しの良い職場づくりを意識し、実際にハラスメントに関する事案が発生した場合は、迅速かつ適切に対応しなければならない。

また、カスタマー・ハラスメントについて、民間においては、本年6月の労働施策総合推進法の改正により、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられることとなっている。

任命権者においては、カスタマー・ハラスメント等から職員を守り、安心して職務に専念できる環境整備に向けて、組織的なハラスメント対策を推進していく必要がある。

## ⑥ 高齢期職員の働き方

定年年齢の段階的引上げ（令和13年度に65歳）に伴い、役職定年制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、60歳を超える職員が様々な働き方を選択し始めているところである。

若年労働人口の減少と行政ニーズの高度化に対応するため、任命権者は、高齢期職員が知識・技術・経験を最大限発揮できるよう、適材適所の配置や役割の明確化を行うことが重要である。

## 2 条例案に対する人事委員会の意見

法第5条第2項の規定により、地方公共団体は、職員に適用される基準の実施その他職員に関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、議会において、人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。

令和7年度における求められた意見は次のとおり。

議 会	議 案	条 例 案	意 見
6 月 定例会	第5号	和歌山市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例	「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を、より推進するため、地方公務員の育児部分休業制度が拡充されることに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当であると考えます。
	第6号	和歌山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、子の年齢に応じた、柔軟な働き方を実現するための措置の拡充の規定が整備されたことに伴い、所要の改正を行うものであり、妥当であると考えます。
1 2 月 定例会	第7号	和歌山市職員等旅費支給条例の一部を改正する条例	「国家公務員等の旅費に関する法律」について、物価高騰等による法定額と実勢価格との乖離の解消等のため、これまで定額支給としていた旅費を実費弁償とする等の改正が行われたことに伴い、本市の旅費についても、定額支給から実費弁償への転換を図るなど、国の改正に準じつつ、現行の定額支給と実費弁償を組み合わせた制度とするため、所要の改正を行うものであり、妥当であると考えます。
	第10号	学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が制定されたことに伴い、優れた人材を確保する必要性に鑑み、教員の処遇の改善を図るため、教職調整額の引上げ及び義務教育等教員特別手当の内容に関する規定の整備等の措置を講じ、職務や勤務の状況に応じた処遇の実現を行うための改正を行うものであり、妥当であると考えます。

12月 定例会	第20号	和歌山市職員給与条例等の一部を改正する条例	令和7年10月16日、本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨に沿って改正するものであり、妥当であると考えます。
	第21号	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	本委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づく、常勤職員の給料表の引上げ改定に鑑み、会計年度任用職員の給料表について、常勤職員に準じた改正を行うものであり、妥当であると考えます。
2月 定例会	第48号	和歌山市職員給与条例の一部を改正する条例	本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、交通用具使用者に対して支給する通勤手当の距離区分の増設及び駐車場等の利用に対する通勤手当を新設するなど、所要の改正を行うものであり、妥当であると考えます。

## 第4章 職員の福祉及び利益の保護

### 1 公平審査関係事務

公平審査事務については、昭和26年以来、公平委員会において行われてきたが、平成11年人事委員会設置と同時に、本委員会が当該事務を引き継いだものである。

#### (1) 勤務条件に関する措置要求

法第46条の規定により、職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局より適当な措置が執られるべきことを要求することができる。とされている。

これは、法によって労働協約や争議行為等の手段で勤務条件の改善を図る途が制限されている職員について、適正な勤務条件を確保し、その利益を保護しようとする制度の一つであり、第三者機関の公正な判断に基づいて職員の勤務条件の適正化を図ろうとするものである。

また、法第47条の規定により、人事委員会は、事案について審査を行い、判定し、その結果に基づいて、その権限に属する事項については、自らこれを実行し、その他の事項については、権限を有する機関に対して必要な勧告をしなければならないとされている。令和7年度請求事案はなかった。

#### (2) 不利益処分に関する審査請求

法第49条の2第1項の規定により、職員は、任命権者によって懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、人事委員会に対してのみ行政不服審査法による審査請求をすることができる。とされている。

これは、措置要求制度と同様、職員の労働基本権制約に対する代償措置として認められている制度である。

また、法第50条の規定により、人事委員会は、審査請求を受理したときは、直ちに事案を審査しなければならないとされており、審査の結果に基づいて、その処分を承認し、修正し、又は取消し及び必要がある場合においては、任命権者にその職員が処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければならないとされている。

令和7年度請求事案は1件。

### 2 職員からの苦情相談

法第8条第1項第11号の規定により、職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し指導、その他の必要な措置を行うものとされている。

令和7年度苦情相談はなかった。

## 5章 分限及び懲戒

任命権者から報告のあった分限及び懲戒処分の内容は、次のとおり。

### 1 分限処分の状況

法第28条の規定による分限処分（令和7年度中）

区 分	市長部局等	教育委員会	消防局	企業局	計
免 職	0	0	0	0	0
降 任	0	0	0	0	0
降 給	0	0	0	0	0
休 職	18	6	1	3	28
計	18	6	1	3	28

※教育委員会以外の各委員会事務局及び議会事務局に該当者がいる場合は、市長部局等を含む。

### 2 懲戒処分の状況

法第29条の規定による懲戒処分（令和7年度中）

区 分	市長部局等	教育委員会	消防局	企業局	計
免 職	0	0	0	0	0
停 職	1	0	0	0	1
減 給	1	0	0	0	1
戒 告	3	0	0	0	3
計	5	0	0	0	5

※教育委員会以外の各委員会事務局及び議会事務局に該当者がいる場合は、市長部局等を含む。

## 第6章 職員団体関係事務

### 1 職員団体の登録

法第53条第1項の規定により、職員団体は、人事委員会に当該団体の登録を申請することができる。とされている。

この登録は、職員団体が自主的かつ民主的に組織されていることを公証する行為であり、人事委員会が第三者的な中立的機関としての立場でこれを行うものである。

登録を行っている職員団体は、次のとおり。

(令和7年4月1日現在)

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人・ 非法人の別	単一体・ 連合体の別
第1号	和歌山市職員労働組合	昭和41年10月13日	法人	単一体

### 2 管理職員等の範囲

法第52条第3項ただし書の規定により、①重要な行政上の決定を行う職員 ②重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員 ③職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員 ④職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員 ⑤職員団体との関係において当局の立場に立つて遂行すべき職務を担当する職員である「管理職員等」とそれ以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができないとされている。

これは、管理職員等とそれ以外の職員とは労使関係における立場が異質であり、両者が混在する団体においては、職員の利益を代表するための適正な基礎を欠くことになるとの考えからである。そこで、法第52条第4項の規定により、中立的な人事委員会が管理職員等の範囲を定めるものとされている。

管理職員等の範囲を定める規則第2条第2項に規定する令和7年4月1日現在の管理職員等の範囲は、次のとおり。

機 関		職 又 は 職 員
市長事務部局	本庁	主任主計員 主計員 秘書課の職員（班長及び秘書担当職員に限る。） 行政経営課の職員 総務課の法制班の職員 人事課の職員 職員厚生課の福利班長 管財課の庁舎管理班長 保育こども園課の指導育成班長

機 関		職 又 は 職 員
市 長 事 務 部 局	支所	所長
	連絡所	所長
	文化会館	館長
	保育所	所長
	児童館	館長
	博物館	館長
	動物愛護管理センター	センター長
出納室		出納班長
教 育 委 員 会	事務局	教育政策課の総務政策班の職員（班長及び法規担当職員に限る。）及び職員班の職員
	学校給食第一共同調理場	場長
	学校給食第二共同調理場	場長
	小学校	校長 教頭
	中学校	校長 教頭
	義務教育学校	校長 教頭
人事委員会事務局		事務局の職員

## 第7章 労働基準監督機関の職権行使

職員には労働基準法、労働安全衛生法が適用されるが、これらの法令が適用される場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関としての職権は、法第58条第5項の規定により、現業職場については労働基準監督署が、非現業職場については人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員が行うこととなっている。

令和7年4月1日現在における労働基準監督機関の職権行使の区分は次のとおり。

監督 機関	労基法別表 第1の号別	事 業 所 名
人 事 委 員 会	第11号	なし
	第12号	児童館(8)、こども園(2)、南コミュニティセンター、子ども支援センター、少年センター、教育研究所、幼稚園(11)、小学校(50)、中学校(17)、義務教育学校、高等学校
	各号に該当しない官公署	本庁、東京事務所、サービスセンター(7)、支所(19)、連絡所(23)、文化会館(12)、こども家庭センター、博物館、中央卸売市場、教育委員会事務局、議会事務局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局、消防本部、消防署(3)
労 働 基 準 監 督 署	第1号	学校給食共同調理場(2)、学校附設給食場(17)、企業局
	第2号から 第10号まで	なし
	第13号	保健所、保健センター(4)、衛生研究所、保育所(14)
	第15号	青岸清掃センター、収集センター(2)、ストックヤード、斎場、和歌山城公園事務所、公園緑地課花木事務所

(注) 1 上に掲げる以外の事務所等については、それぞれ包括する当該上位の組織中に含む。

2 ( ) 内の数字の内訳については、別紙参照

## 別紙

事業所名	名称
児童館(8)	平井児童館、杭の瀬児童館、芦原児童館、善明寺児童館、 鳴神児童館、岩橋児童館、木ノ本児童館、本渡児童館
こども園(2)	芦原こども園、本町こども園
幼稚園(11)	中之島幼稚園、湊幼稚園、岡山幼稚園、宮前幼稚園、西和佐幼稚園、 西脇幼稚園、和佐幼稚園、加太幼稚園、山口幼稚園、紀伊幼稚園、 雑賀崎幼稚園
小学校(50)	大新小学校、広瀬小学校、吹上小学校、砂山小学校、高松小学校、 宮北小学校、新南小学校、雑賀崎小学校、雑賀小学校、宮小学校、 四箇郷小学校、芦原小学校、中之島小学校、和歌浦小学校、 宮前小学校、湊小学校、野崎小学校、三田小学校、名草小学校、 松江小学校、木本小学校、貴志小学校、貴志南小学校、楠見小学校、 楠見西小学校、楠見東小学校、西和佐小学校、岡崎小学校、 加太小学校、西脇小学校、有功小学校、有功東小学校、直川小学校、 紀伊小学校、山口小学校、川永小学校、和佐小学校、山東小学校、 東山東小学校、安原小学校、小倉小学校、太田小学校、今福小学校、 野崎西小学校、鳴滝小学校、四箇郷北小学校、福島小学校、 八幡台小学校、浜宮小学校、藤戸台小学校
中学校(17)	日進中学校、東和中学校、西和中学校、城東中学校、西浜中学校、 明和中学校、河北中学校、河西中学校、紀之川中学校、加太中学校、 西脇中学校、紀伊中学校、有功中学校、東中学校、高積中学校、 楠見中学校、貴志中学校
サービスセンター(7)	東部サービスセンター、河南サービスセンター、 河西サービスセンター、河北サービスセンター、 中央サービスセンター、北サービスセンター、南サービスセンター
支所(19)	雑賀支所、雑賀崎支所、田野支所、和歌浦支所、名草支所、 西和佐支所、岡崎支所、西脇支所、和佐支所、安原支所、 西山東支所、東山東支所、有功支所、直川支所、川永支所、 小倉支所、加太支所、山口支所、紀伊支所
連絡所(23)	本町連絡所、城北連絡所、広瀬連絡所、雄湊連絡所、大新連絡所、 新南連絡所、吹上連絡所、砂山連絡所、今福連絡所、高松連絡所、 芦原連絡所、宮連絡所、宮北連絡所、四箇郷連絡所、中之島連絡所、 宮前連絡所、湊連絡所、野崎連絡所、三田連絡所、松江連絡所、 木本連絡所、貴志連絡所、楠見連絡所

文化会館(12)	芦原文化会館、杭の瀬文化会館、善明寺文化会館、平井文化会館、本渡文化会館、岩橋文化会館、木ノ本文化会館、鳴神文化会館、大垣内文化会館、弘西文化会館、口須佐文化会館、栄谷文化会館
消防署(3)	中消防署、東消防署、北消防署
学校給食調理場(2)	学校給食第一共同調理場、学校給食第二共同調理場
学校附設給食場(17)	広瀬小学校、砂山小学校、宮小学校、四箇郷小学校、芦原小学校、湊小学校、野崎小学校、三田小学校、松江小学校、楠見小学校、楠見西小学校、楠見東小学校、西和佐小学校、加太小学校、有功小学校、有功東小学校、今福小学校
保健センター(4)	中保健センター、西保健センター、南保健センター、北保健センター
保育所(14)	砂山保育所、宮前保育所、名草保育所、楠見保育所、川永保育所、小倉保育所、西脇保育所、安原保育所、宮北保育所、宮保育所、西和佐保育所、杭ノ瀬保育所、鳴神保育所、栄谷保育所
収集センター(2)	北事務所、西事務所

## 第8章 人事委員会規則の制定改廃

法第8条第5項の規定に基づき、令和7年度に施行した人事委員会規則は次のとおり。

### 1 規則

規則 番号	施行年月日 (公布年月日)	規 則 名	概 要
第1号	令和7年4月1日 (令和7年3月31日)	和歌山市職員の任用に関する 規則の一部を改正する規則	基準職務の見直し及び組織 改正に伴う所要の改正
第2号	令和7年4月1日 (令和7年3月31日)	和歌山市人事委員会処務規則 の一部を改正する規則	基準職務の見直し等に伴う 所要の改正

## 第9章 各種会議等

人事委員会相互の連絡を緊密にし、協力して人事行政制度の円滑なる運営を図り、地方自治の本旨の実現に資することを目的とした「全国人事委員会連合会(昭和27年2月15日)」及び「近畿人事委員会協議会(昭和30年4月1日)」が組織され、人事行政制度に関する研究、調査、情報交換及び関係行政庁に対する請願等を行っている。

### 1 全国人事委員会連合会関係

会議名	主な議題項目等	期日等
第133回総会	<p><b>【議事】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年度決算について</li> <li>2 令和7年度事業計画案及び予算案について</li> <li>3 第134回総会について</li> <li>4 令和8・9年度専門部会の運営について</li> </ol> <p><b>【報告】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6・7年度専門部会の中間報告について</li> <li>2 第67回公平審査事務研修会の結果報告について</li> <li>3 第68回公平審査事務研修会について</li> <li>4 第69回公平審査事務研修会について</li> <li>5 令和7年度理事について</li> <li>6 「園遊会」への招待者について</li> <li>7 ブロック活動状況報告について</li> </ol> <p><b>【講演】</b></p> <p>『最近の人事院の取組について』 人事院給与局次長 植村 隆生 氏</p>	R7. 6. 27 東京国際 フォーラム (東京都)
第68回公平審査事務研修会	<p><b>【講演】</b></p> <p>「地方公務員行政の現状と課題」 総務省自治行政局 公務員部</p> <p><b>【分科会】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○研究テーマ1 「非違行為に係る故意を否定している職員の懲戒免職処分について」</li> <li>○研究テーマ2 「短時間の痴漢行為を行った職員の懲戒免職処分について」</li> </ul> <p><b>【講評】</b></p> <p>人事院公平審査局 首席審理官 村山 大介 氏</p>	R7. 7. 3～4 大宮ソニック シティ (埼玉県)
令和7年人事院勧告説明会	令和7年人事院勧告について	R7. 8. 12 Web開催 (東京都)

## 2 近畿人事委員会協議会関係

会議名	主な議題項目等	期日等
委員長・事務局 長会議	<b>【議題】</b> 1 令和6年度事業報告及び歳入歳出決算について 2 令和7年度事業計画及び歳入歳出予算について 3 近畿人事委員会協議会会長の選出について 4 近畿人事委員会協議会会計監事の選出について 5 全人連役員選挙にかかる選考委員の選出について	書面開催 (和歌山市)
委員長・事務局 長会議	<b>【議題】</b> 1 加盟人事委員会の分担金の徴収停止について 2 近畿人事委員会協議会申合せ事項の改定について 3 令和8年度全人連理事の選出について 4 本年の人事委員会報告・勧告について <b>【意見交換】</b> 1 再任用職員の給与制度、特に特別給（ボーナス） について 2 就職活動の早期化に伴う採用試験の日程について	R7. 11. 20 ホテルアパローム 紀の国 (和歌山県)
給与事務研究会	<b>【議題】</b> 1 本年の勧告・報告に係る各府県市の検討状況につ いて	R7. 9. 8 web開催 (和歌山県)
	<b>【意見交換】</b> 1 給与制度の見直し等に使用している参考図書・ 資料等について 2 部活動指導手当の現状及び改正予定について 3 駐車場利用に対する通勤手当の対象となる交通 用具や駐車場の 取扱いについて 4 職務に専念する義務の免除を個別承認するに当 たっての具体的 な承認基準の設定状況等につい て 5 最高号給到達者に対する号給延長について	R8. 2. 10 web開催 (和歌山県)
任用事務研究会	<b>【情報交換】</b> 1 学校推薦制度の導入について 2 こども性暴力防止法の施行に伴う犯罪事実確認の 対応について 3 障害者対象試験における年齢要件について	書面開催 (滋賀県)
公平事務研究会	<b>【情報交換】</b> 1 代理人が行った措置要求に関する真正性の確認に ついて 2 審査請求における準備書面の数、求釈明の回数等 について	書面開催 (和歌山県)

<p>労基事務研究会</p>	<p><b>【研究議題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 労働者からの申告に対する労働基準監督機関の職権行使について</li> <li>2 職場における熱中症対策の強化への対応について</li> <li>3 労働安全衛生法関係法令に基づく報告のデジタル手続きについて</li> <li>4 労働者死傷病報告に係る指導等について</li> <li>5 給特法改正に伴う人事委員会としての対応状況について1</li> <li>6 給特法改正に伴う人事委員会としての対応状況について2</li> <li>7 給特法改正に伴う人事委員会としての対応状況について3</li> </ol>	<p>R8. 2. 2 滋賀県庁 (滋賀県)</p>
----------------	---	------------------------------------

### 3 その他

会議名	主な議題項目等	期日等
<p>全国人事委員会事務局長・人事担当課長・市町村担当課長会議 (総務省主催)</p>	<p><b>【議題】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公務員に係る諸課題について</li> <li>2 地方公務員制度等の諸課題について</li> <li>3 人事院の勧告について</li> <li>4 給与及び定員管理の諸課題について</li> <li>5 人事管理行政及び勤務条件等の諸課題について</li> <li>6               <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続のオンライン化</li> <li>・資格取得届書等の提出及び資格情報のデータ登録（5日＋5日）について</li> <li>・コラボヘルスについて</li> </ul> </li> <li>7 地方公務員の労働安全衛生について</li> <li>8 大規模災害における被災地方公共団体に対する人的支援について</li> <li>9 地方行革について</li> <li>10 持続可能な行政サービスの提供体制の構築に向けた取組について</li> <li>11 消防行政について</li> <li>12 都道府県と市町村が連携したDX推進体制におけるデジタル人材の確保について</li> <li>13 公益通報者保護法改正の要点</li> <li>14 自治大学校の研修事業について</li> </ol>	<p>R7. 8. 29 Web開催</p>

---

和歌山市人事委員会事務局

令和8年6月発行

〒640-8511

和歌山市七番丁23番地

電話 073-435-1371

FAX 073-435-1372

---